

○経済産業省令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第四条及び第三十一条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年一月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(無許可製造数量)	(無許可製造数量)

第三条 法第四条但書の規定により許可を受けな  
いで製造することができ火薬類の数量は、次  
の各号によるものとする。

一 理化学上の実験又は医療の用に供するため  
に製造する場合には、信号焰管、信号火せん  
若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しく  
は爆薬にあつては一回につき四百グラム以下  
、その他のものにあつては一回につき爆薬又  
は爆薬換算二百グラム以下

二 鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用  
に供するために販売業者が製造する場合には  
、一日につき実包又は空包二百個以下

二の二 国際的又は全国的な規模で開催される

第三条 法第四条但書の規定により許可を受けな  
いで製造することができ火薬類の数量は、左  
の各号によるものとする。

一 理化学上の実験または医療の用に供するた  
めに製造する場合には、信号焰管、信号火せ  
んもしくは煙火またはこれらの原料用火薬も  
しくは爆薬にあつては一回につき四百グラム  
以下、その他のものにあつては一回につき爆  
薬または爆薬換算二百グラム以下

二 鳥獣の捕獲もしくは駆除または射的練習の  
用に供するために販売業者が製造する場合に  
は、一日につき実包または空包二百個以下

〔新設〕

---

運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。）であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、一日につき実包二百個以下

イ オリンピック競技大会

ロ アジア競技大会

ハ 世界射撃選手権大会

ニ アジア射撃競技選手権大会

三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下

三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲または駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下

四 射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下

五 「略」

(受験の手續)

第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル)のものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣(法第三十一条の三

四 射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下

五 「略」

(受験の手續)

第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真(縦六センチメートル、横五センチメートル)のものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣(法第三十一条の三第一項の

第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならぬ。

2・3 「略」

規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならぬ。

2・3 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。